

# 豊かな育ちを保障する保育をめざして

山下 真澄

## はじめに

無縁社会という言葉が象徴しているように、地域における共同体の崩壊と人間関係の稀薄化が急速に進行しています。そのため、子育て中の保護者は大きな不安を抱えながら精神的に孤立し、子どもたちは可能性を開花させる機会を奪われるという状況が広がっています。そのうえ、すべてを自己責任とする権力者の思想によって「子どものしつけは親だけの責任」「落ちこぼれるのは本人の努力不足」であるとし、問題を引き起こしている社会的背景を無視する主張がまかり通っています。

このような時だからこそ、保育所・幼稚園・家庭・地域における解放保育の取り組みをいっそう充実させることが重要です。そこで、この論考では、広島県における運動の歩みを振り返りながら子どもたちの育ちの現状と公的保育の責任について明らかにし、すべての子どもに豊かな育ちを保障する保育内容と子育てのあり方を提起したいと思います。

## 1. 広島県における解放保育運動の歩み

### (1) 全員入所要求から権利としての皆保育へ

広島県における解放保育の取り組みは、1969年に部落解放同盟広島連連合会（以下、県連という）が再建され、部落解放の闘いが県内全域に広がっていった1970年代の初頭に始まりました。それは、仕事保障の取り組みの一環として、希望する保護者の子どもは全員、保育所に入所させよという要求でした。しかし、わが国の保育制度は「保育に欠ける子ども」を対象にしたものであり、保護者が就労していることを証明する書類を提出しなければ入所は許可されません。そして、入所の可否を決定する権限をもつ市町村がこれに違反すると、入所児童数に応じて国が負担する運営費の補助を受けることができず、場合によってはペナルティを科せられることもあるのです。

そのため、証明書を発行することが難しい家族労働や内職などに携わって

る保護者の子どもは入所できないという問題が立ちはだかってきました。この大きな壁を突破することができたのは、保護者が働いているか否かにかかわらず、すべての子どもは保育所や幼稚園で保育されることが必要であり、保育される権利をもっているという「皆保育」の思想でした。これは、保育に「欠ける」状態とは、子守りをするおとなが家庭にいないという形式的なことではなく、豊かな育ちを保障するための人的・物的な環境が十分に整っていないことであるというと考え方です。

被差別部落(以下、部落という)の保護者は、小学校低学年から低学力の傾向が出始めて、義務教育終了後の進路に大きな格差が生じている子どもたちの実態に心を痛めてきました。なかなか出口が見えない悩みでしたが、解放運動の中で学びを深め、不安定で低収入の仕事にしか就けないことが家庭や地域の教育水準・文化水準の低さにつながり、子どもたちの育ちを阻害していることに気がついたのです。そして、この「皆保育」の思想は、子どもは母親が家庭で育てるものという社会意識から社会の責任で育てるべきであるという認識への転換を迫り、困難な生育環境に置かれた子どもをはじめ、すべての子どもに公的な保育を保障する運動の基調となっていったのです。

## (2) 保育所建設と条件整備の闘い

全員入所の取り組みと併行して進められたのは保育所建設の闘いです。当時は公立保育所の絶対数が少なく、部落の子どもを全員入所させると他の子どもが入所できないという事態が想定されたため、県連内の各支部が周辺地域の人々に呼びかけて、保育所建設を求める運動が進められました。この取り組みは、部落の保護者だけでなく、公的保育の充実を求める広範な人々に共通した願いを実現する運動として大きく広がり、各地で新たな保育所が建設されました。

この経験を経て、保育条件を整備する闘いが展開されました。まず、保育士の加配と保育料の減免です。同和対策として実施する保育料の減免は部落の子どもだけを対象とするものですが、職員の加配はすべての子どもの保育の充実につながるものであり、様々な条件整備に取り組んでいく根拠となりました。そして、保護者の就労状況にあわせた長時間保育や土曜日の保育などを実現しました。また、障がいのある子どもを地域の保育所で受け入れるために施設の改善や保育士の加配を実現し、ごく少数ですが、近年は病児保育の実施にまでこぎつけることができています。

さらに、1990年代からほとんどの自治体で取り組まれるようになった子育て支援事業は、子どもは社会の責任で育てるという「皆保育」の思想を普

遍化したものと言えるのです。

### (3) 解放保育の4つの指標と6つの原則

子どもの「どんな力を、何のために、どのようにして育てるのか」という目標と道筋を明らかにしなければ、保育者も保護者も、過干渉になったり、逆に放任したり、時には歪んだ競争意識や差別を煽るような言動をしまうことにもなりかねません。そのため、解放保育の取り組みは「4つの指標と6つの原則」を大切にしながら、実践が進められてきました。

4つの指標とは、子どもたちが差別と闘いながら自らの進路と暮らしを切り拓くには「どんな力」が必要なのかということを明らかにしたもので、①差別をはねかえすことができる健康でしなやかなからだ、②正しい規律と組織性を身につける基本的な生活習慣、③差別を見抜き、解放の展望を拓き得る高い知的能力、④解放の思想を支える豊かな感性、を乳幼児期にきちんと育てる保育内容を創造していくための道筋を示しています。そして、①能力主義の克服、②自然成長論の克服、③集団主義の確立、④生活と労働の結合、⑤遊びと表現の重視、⑥差別の現実学ぶ、という6つの原則は、4つの指標で明らかにした様々な力を「どのような実践を通して育てるのか」という視点を明らかにしたものであり、日々の実践に取り組むうえで欠かしてはならない原理です。

この「指標と原則」に沿って保育の内容や方法を創造していくため、保育者と保護者とが子どもの暮らしのすべてを共有し、克服すべき課題と具体的な取り組みの目標を明らかにする取り組みを進めてきました。そして、子どもの「24時間の生活」を洗い出し、課題を克服できる実践となるように保育者は保育内容を工夫し、保護者は子育ての目標を立てて取り組んできました。

## 2. 「是正指導」と特別措置法の期限切れ

### (1) 地教委の介入と公立幼稚園の離脱

1998年の文部省「是正指導」は保育現場にも大きな影響を及ぼしました。多くの市町教育委員会が「是正指導」を拡大解釈し、県連や教職員組合が関与するすべての取り組みは偏向しているとして、研究集会への参加や現場での実践を禁止したのです。そのため、尾道市・三原市・呉市では「解放保育連絡会」から公立幼稚園の職員が離脱するという事態となりました。教育委員会の反動性が指弾されることはもちろんですが、不当な介入に抗して解放保育に取り組むという主体を構築することができなかったという、私たち自

身の弱さとして総括しなければなりません。

このような中でも、従来と変わらない態勢で取り組みを進めている福山市や府中市の幼稚園職員、労働組合の立場で解放保育に取り組む仲間を支えている自治労と広教組の存在は、解放保育運動を守り抜くうえで極めて大きな力になっています。

## (2) 基本方針の転換と特別対策の廃止

「地対財特法」の期限切れにともなう特別措置の廃止にあわせて、自治体の保育行政も大きく変化しました。もっとも大きいことは、同和加配保育士や同和保育指針の廃止です。しかし、同和加配保育士を配置するための「同和対策特別保育事業」は、すでに「地対財特法」が失効する5年前の1997年度から、すべての「家庭養育に配慮を要する」地域の保育所に拡大する「家庭支援推進保育事業」へと発展的に組み替えられ、自治体に対する「必要な国の援助」が実施されるようになってきました。したがって、同和加配として位置付けてきた職員を引き上げることの誤りは明らかであり、部落の子どもが在籍していない保育所にも必要な加配措置を広げていくべきなのです。

また、部落の家庭を対象にしてきた保育料の減免措置も廃止されました。しかし、受益者負担の原則から割り出される保育料はもともと高額であり、とくに、乳児の場合は家計を大きく圧迫するほどです。したがって、全体的な引き下げを実施するとともに、同和対策として実施してきたことを普遍化して、格差社会の中で急増している経済的に困難な家庭にも減免制度を適用することこそが求められているのです。私たちは、解放保育運動の中でめざしてきた「皆保育」を守るために、減免制度の新設・拡大をめざす取り組みを強化していかなくてはなりません。

さらに、保育所や幼稚園における人権懇談会は、ほとんどの地域で実施されなくなりました。しかし、人権の視点に立って保護者と保育者が自己を見つめ、子どもの育ちにとって最高の保育環境とは何かを話し合う場、学び合う場として復活していかなくてはなりません。

## 3. 格差社会の進行と子どもたちの育ち

### (1) 広がる格差と機会の不平等

今日の日本社会は、小泉内閣が推し進めた「構造改革」であらゆる分野に歯止めのない競争原理が持ち込まれた結果、弱肉強食の状況がいつそう進み、相対的貧困率が上昇しています。とくに、製造業への派遣労働が合法化されたことによって非正規雇用が急増し、ワーキングプアといわれる年収

200万円以下の労働者が全体の30%を超え、300万円以下の世帯は40%にも達しています。さらに、リーマンショックに始まった世界的な大不況の中で「派遣切り」が続出した3年前には失業率が史上最悪の6%台となり、現在も、東日本大震災による被害と急激な円高とがあいまって、事業を縮小したり、社員の採用を控える企業も多く、依然として高い水準で推移しています。その結果、国内の所得分配率を示す数値のひとつであるジニ係数(数値が高いほど所得の分配が不公平で国民の経済格差が大きいことを表す)が、10年前の2倍にまで上昇しています。

被差別部落(以下、部落という)の人々が訴え続けてきたように、家庭の経済状況は子どもたちの育ちに大きな影響を及ぼします。日々の食生活にはじまって、どんな文化を享受し、どんなことを体験することができるかということは、保護者がどのような所得階層に属しているかによって大きく異なってくるからです。このことは、文部科学省が実施している全国一斉学力テストで、経済的に厳しい家庭の子どもには低学力の傾向が見られるという結果にも端的に表れています。

低賃金で不安定な労働を強いられる非正規雇用者の割合は若年層ほど高く、20代~30代の子育て世代では半数に上っています。そのため、県内でも、就学援助を受けている小中学生は4万人以上で全体の18%を占め、もっとも多い学校では全校生徒の70%にも達しています。さらに、授業料を払えなくなった高校生がやむなく中退するという事態も続出し、生活保護世帯の子どもの高校進学率は県平均の3分の2以下、60%台の前半に止まるという深刻な現状にあります。

しかし、教育現場には、学力の格差が生まれる原因は「努力の差」だとして、すべてを個人の責任に転嫁しようとする考え方と、これに基づく施策が押し付けられています。例えば、多くの自治体で進められている学校選択の自由化です。これは、誰でも希望する学校へ行けるように門戸を広げる制度だと強調されていますが、一定以上の経済的な裏づけと基礎学力がなければ自由に選択することは不可能であり、機会の不平等と格差を拡大し、固定化する政策であると言わざるを得ません。

人間が持っている能力の多くは開花せず、眠ったままになっていること、また、能力が開花するか否かは、どんな生活体験の中で、どんな刺激を受けるかによって決まるということが科学的に明らかにされています。つまり、能力を開花させる条件があれば、誰もが伸びる可能性をもっていることです。したがって、私たちは子どもたちの暮らしをしっかりと見つけ、誤った能力主義や自然成長論を克服しながら、たくさんの方が体験できる

保育環境と保育内容を準備し、子どもたちの可能性を最大限に引き出す取り組みを進めていかななくてはなりません。

## (2) 脅かされる生命と人権

不満と不安がつのる社会状況を映し出すように、児童虐待(身体的虐待や育児放棄など)が激増しており、児童相談所などの公的機関に寄せられた相談だけでも、2010年度にはついに5万件を上回るに至りました。県内のこども家庭センターも同様の状態で、一時保護する子どもの数が増え続け、その期間も長期化する傾向にあります。一時保護された子どものうち、保護者から引き離す必要がある場合は養護施設に入所させるか、里親に預けることになるわけですが、いずれもパンク状態になっています。

虐待の加害者は、ほとんどの場合が保護者です。しかし、人間性のかげらもない、ひどい親だと切り捨てるだけでは問題は解決しません。いたいいないわが子を「うっ憤ばらし」の対象にしてしまうほど、保護者自身が深刻な自己疎外に追い込まれている結果だと考えなくてはなりません。子どもの育ちに大きな影響を及ぼすドメスティック・バイオレンスも、同じような社会病理としてとらえることが重要です。そして、地域の連帯を深める取り組みや、保育所・幼稚園・学校などが一体となった支援体制を整えることで、保護者の子育てをサポートしていくことが必要です。

また、幼い子どもたちが犠牲になる凶悪事件や、児童ポルノ・児童買春に手を染めたおとなが逮捕されるという事件もあとを絶ちません。子どもたちが暮らしている地域社会に、生命と人権が危険にさらされる状況が広がっているということです。このような現実を前にして、子どもたちへの声かけや安全パトロールなどの活動が各地で取り組まれています。一部には、子どもの行動を監視するという傾向も見られます。事件や事故を防ぐということだけでなく、社会の責任で子どもを守り、育てるという視点に立ち、いっそう深まりのある活動にしていけることが求められます。

## (3) 自尊感情を奪われる子ども

1997年の「第5回国際教育シンポジウム」に、世界の6つの都市で11歳の子どもの対象にして実施されたアンケート調査の結果が報告されています。これによると、今の自分にあてはまるかと聞いた7つの質問(①スポーツがうまい、②勉強ができる、③友だちに人気がある、④正直だ、⑤親切だ、⑥よく働く、⑦勇気がある)と、将来なれると思うかと訊ねた6つの質問(①みんなから好かれる人になる、②幸せな家庭をつくる、③よい親になる、④

仕事で成功する、⑤お金持ちになる、⑥有名人になる)に対して「はい」と答えた割合は、すべての項目で、東京の子どもが最低の数値になっています。日本の子どもは今の自分に自信がなく、将来の夢ももてなくなっているのです。

また、2000年以降に広島県教職員組合が実施した「子どものくらしアンケート」でも、自分に自信が持てない、自分のことを好きだと思えないと答えた子どもが多く、自尊感情を奪われている姿が浮き彫りになりました。この実態は、おとなでも「誰でもいいから殺したかった」という心境に追い込まれるような社会の状況の中で、今日はいっそう深刻になっていると見なくてはなりません。

それでも、子どもたちは「いい子」にならなくてはならないと自分に言い聞かせ、精一杯、がんばろうとしています。そこからくる重圧感はおとなの想像をはるかに超えるものであり、自分の存在を否定されるようなできごとにはぶつかると、このがんばりの糸は切れ、理性を失って、キレたり、時には「まさか、あの子が」というような事件を起こしてしまうことになるのです。

私たちは、日々の保育・子育ての中で、子どもたちが出してくる様々なシグナルをきちんと受けとめ、健気になんぼろうとしている子どもたちをしっかり支えて、自分のことを好きだと思える自尊感情を育む保育内容を創りあげていかななくてはなりません。

## 4. 部落の暮らしと差別の実態

### (1) 差別がもたらす暮らしの実態

格差社会の歪みが表面化する中で、もともと経済基盤が弱いため、部落はその影響を大きく受けており、生活全般における平均との格差がいっそう拡大する傾向を見せています。

2000年に実施された呉市の同和地区実態調査では、部落の1世帯あたりの手取り年収は市平均の67%しかないという厳しい実態が明らかにされ、旧因島市の調査では、年収200万円以下の人が51%で、県平均の30%の1.7倍にも上っています。最も新しい2003年の福山市の調査では、有業者のうち年収300万円以下の方は60%（県平均は53%）で、1994年調査の数値を4.6ポイントも上回っています。また、住民税非課税の世帯は25%で、1994年の14%の1.8倍に達しています。

年金の記録が「行方不明」になっていることが大きな社会問題になりましたが、2003年の福山市の調査では、長年にわたって不安定な就労を余儀なくされてきたため、年金を受けとる資格がないという人が平均を大きく上

回っていること、受給している（受給できる）人の多くも国民年金の基礎年金だけで、厳しい老後の暮らしを強いられているという実態も報告されています。

また、収入の安定化をめざして建設され、運営されてきた共同作業場や共同農園などは、弱肉強食の激しい経済競争に翻弄されて、ほとんどが閉鎖や倒産に追い込まれました。さらに、大きく改善されたといわれている住環境についても、1970年代に改善事業が実施された部落では、今日の水準には遠く及ばず、再改良が必要になっていることなど、新たな課題も発生しています。

しかも、前述したような実態は、部落解放運動が組織され、同和対策事業が実施されてきた部落だけを見たものであり、1千ヵ所以上と言われている未指定地区や事業未実施地区は、これとは比較にならないほど厳しい差別の実態のまま、何の手だても行われずに放置されているのです。

## (2) 続発する悪質な差別事件

2005年4月、関西在住の行政書士3人が、職務上請求書を使って他人の戸籍を不正に取得し、興信所に売り渡していた事件が発覚しました。この事件に係って、京都市に住んでいる部落出身の女性が、不正取得された戸籍で身元調査をされ、婚約を解消されるという事態が起きました。福山市では、すべての請求記録を点検し、被害者に事件の経過を告知するという取り組みを全国で最初に実施しましたが、3件は結婚に係る身元調査に使われた可能性が高いことが明らかになりました。

また、この事件では、戸籍を買取っていた興信所が「部落地名総鑑」を所持し、身元調査に利用していることが業務日誌の記述から明らかになるとともに、フロッピーディスクに入力された電子版「部落地名総鑑」が出回っている事実も判明しました。これ以後も、伊勢市の行政書士や神戸市の司法書士、東京の弁護士、埼玉県土地家屋調査士などによる同様の事件が続発し、大阪市では探偵社が他人の委任状を偽造して戸籍謄本等を詐取するという事件も発生しています。

インターネットの掲示板を使って差別情報をたれ流す事件も全国で多発しています。広島県に係るものでは、部落の所在地を一覧にしたものや、部落解放同盟の役員を悪し様に攻撃する書き込みを送信するという状況が続いています。差別情報が発覚したときには、部落解放同盟（以下、解放同盟という）や関係行政機関がプロバイダーに連絡し、その責任で削除するよう要請していますが、差別書き込みはあとを絶たず、ますます増加しています。ま



た、言論の自由だと開き直り、差別情報を流し続ける輩も増えています。さらに、プライバシー保護の観点から大きな問題になっている「ストリートビュー」に係っては、一昨年8月に配信され始めた途端、部落の所在地に印をつけ、悪辣な差別言辞を書き込んでインターネットで垂れ流すという事件が発生しています。

このような悪質で、攻撃的な差別事件が続発する背景のひとつには、差別撤廃の責任を果たそうとしない政府の姿勢があります。それは、人種差別撤廃条約の批准に際して、差別を煽動する行為の禁止をうたった第4条を留保したこと、被差別当事者の自力救済行動というべき糾弾を犯罪視して攻撃し、社会意識としての差別観念を煽っていることなどに表れています。

### (3) 子どもの育ちと進路の課題

部落差別は、子どもたちの育ちにも大きな影を落としています。1994年に福山市が実施した教育実態調査では、理解できる言葉の数やそれを使って表現する力、数量や位置などの概念的な理解という分野で、部落の乳幼児（2～5歳）の発達が遅れている実態が明らかにされました。当時、分析を担当した大学教授は、「これらの能力を育てる生活体験（レディネス）が差別によって奪われていることが大きな原因である」と指摘しています。この調査から相当の年月が経過した今日では、一定の前進がみられることは当然ですが、依然として厳しい差別の実態が残された部落の暮らしの中で、子どもたちの様々な力が伸びにくいという状況が根本的に改善されるまでには至っていません。

就学後の低学力傾向も、まだまだ克服されていません。前述した呉市の調査では、小学校4年生の段階で、国語の平均点は全体と18ポイントの格差があり、学習の内容が一段と難しくなる算数では23ポイントも低くなっています。また、2003年におこなわれた福山市の調査でも、数学と英語にはとりわけ顕著な差がみられるという中学生の学力実態が報告されています。

義務教育終了後の進路にも大きな課題がみられます。まず、高校進学率は県平均とほぼ同じ水準で推移していますが、いわゆる「難易度が高い」学校への進学率が低くなっていると同時に、中退率が高いため、卒業率では数ポイントの格差が生じています。また、高卒後の進路では、解放奨学金制度が廃止された2002年度以降、高額な学費を捻出できない家庭の子どもが進学を断念するという状況が続出して、1990年代の後半まで30%台（県平均の7割弱）を推移していた大学進学率が、30年以上も前の数値である20%台にまで落ち込んでいます。さらに、超氷河期といわれる就職難の影響を大きく受

けて、安定した就労先を確保することが極めて困難になっています。

このように、部落差別は確実に子どもたちの育ちを阻害し、進路の機会を奪っています。私たちは、就学前から始まる保育・教育が部落の子どもの発達を保障するものになっているかどうかをあらためて点検し、関係者が連携して、確かな保育・教育内容を創り上げていかななくてはなりません。

#### 4. 政府の新たな子育て支援政策の問題点

##### (1) 生活体験の不足と生きる力

近年、集中して遊ぶことができない、他人の話を落ち着いて聞くことができない、周囲の子とうまく関係を結ぶことができない子どもが増えてきたと言われています。そして、今年8月に県教育委員会が発表した調査結果では、子どもたちの暴力行為が4年連続して増加し、低年齢化する傾向がみられるとともに、いじめや学級崩壊も小学校低学年から起きるようになっていきます。

しかし、管理の強化を叫ぶ人たちが言うように、「家庭で「厳しくしつけ」をせず、学校では「権利ばかり教える」から、子どもたちが「わがまま放題」になっているのでは決してありません。家庭や地域における生活スタイルの変化によって、幼児期に暮らしの中でさまざまなことを体験する機会が少なくなり、生きる力を育むことが難しくなっていることに大きな原因があるのです。

家庭では、兄や姉から教えてもらい、弟や妹に教えるという関係性や、子どもの時から家事を担うという状況が少なくなり、地域社会では、自然環境の破壊や遊びの変化(ゲームの流行など)もあいまって、子どもたちが群れをつくり戸外で遊びまわるといふ姿がほとんど見られなくなっています。また、普段は近所の人と会話することさえ稀のように、おとなの人間関係が希薄になっていることも、子ども集団の崩壊を助長しています。その結果、さまざまな他者(人間・動植物・おもちゃなど身の回りの様々なもの)との関係性の中で培われる感性(楽しい・悔しい・悲しい・うれしいと感じる心)や、相手の気持ちを受けとめながら対応する力、自分を律する力などが育ちにくくなっているのです。さらに、昆虫の動きや魚の捕り方、隠れ家や道具の作り方など、遊びの中で身につけていく暮らしの知恵や様々な力も、獲得していく機会さえほとんどなくなっています。

このような状況にある今、保育所や幼稚園こそ、子どもたちが集団で遊ぶことができる、そして、多様な他者(人間や環境)から様々な刺激を受けることができる唯一の場だといっても過言ではありません。したがって、子どもたちが興味や関心を持ち、主体的に行動しようとする意欲を生み出す保育

環境と保育内容を準備することがますます重要になっているのです。

## (2) 最低水準の保育・教育予算

2005年度から出生者数が死亡者数を下回るようになり、日本の人口は減少に転じました。近年の合計特殊出生率（1人の女性が一生のうちに産む子どもの数）は1.5以下であり、今後もいっそう少子化が進むことは間違いありません。晩婚化が進み、結婚しない人も増えているからという意見もありますが、同じような状況にあっても出生率が高い国と比べて、日本は育児休業制度の充実や保育所の整備など、社会的な子育て支援の対策が不十分で、このことが大きな原因になっていると考えられます。

しかし、わが国の教育（福祉施策とされている保育を含む）予算（人口比）はOECD加盟国の中で最低というお粗末な現状であり、逆に、家計に占める教育費の割合は2番目に高くなっています。そのため、OECDは「家庭の経済格差が子どもたちの正当な競争にとって弊害となっており、国の経済成長に悪影響を及ぼしかねない」と指摘しています。また、2009年12月に来日したアンドレア・シュライヒャー教育局指標分析課長も「日本の大学は授業料が高く、奨学金などの学生支援が手薄」と分析結果を説明し、「教育支援はいずれ国益となる。子どもたちが経済的理由で進学をあきらめないよう教育に投資すべきだ」と述べています。また、翌年には、バーバラ・イッシンガー教育局長らの研究チームが「教育への投資は就学前のほうがより効果が大きい。日本の幼児教育の1人当たりの公的支出は加盟国の下から2番目」と指摘し、公的支出の拡大を提言しています。

かつて、イギリスでは「格差社会の弊害を緩和するためには、幼児教育に力をいれていくしかない」として、毎年、教育予算を2倍に増やしていきました。ニュージーランドでは、官庁も保育所も民営化された時期がありましたが、弊害が大きすぎたため国営に戻しました。格差社会の歪みをいち早く察知した国が教育と福祉を重視した政策に転換したことは、わが国にとって大きな示唆であるといえます。

## (3) 子ども・子育て新システムの問題点

今年7月、政府は、待機児童を解消するための新たな子育て支援策「子ども・子育て新システム」に関する中間報告を発表しました。これによると、すべての保育所・幼稚園を「こども園」という名称に統一し、国の補助金は「こども園給付」として一本化するとされています。しかし、幼稚園には0～2歳児の保育をすること、保育所には幼稚園の機能（保育に欠けることを入園

の条件としない)をもたせることを義務とせず、現状のままで「こども園」に指定するとしており、大学附属など一部の幼稚園は「こども園」への移行そのものが不要だとしています。また、職員配置など一定の基準を満たせば、企業やNPOが設置している保育施設、無認可保育所、いわゆる「保育ママ」の施設なども「こども園」として指定し、公費の給付対象にするとしています。

さらに、新制度では、市町村は保護者の就労状況など「保育に欠ける」ことを認定する書類を発行するだけで、保護者が直接「こども園」と契約を結ぶことになるため、障がい児や低所得層の子どもが排除されるという事態も想定されます。そのため「正当な理由」がなければ受け入れを拒否できないとされていますが、どこまでを「正当な理由」とするのかについては明示されていません。また、利用料(保育料)は施設の立地場所や規模、利用時間などに応じて設定することとされ、教材費や独自の教育活動などの経費を上乗せして徴収することも認めているため、保護者の経済力による格差が園の選択を制限する恐れがあると、多くの関係者が指摘しています。

このように、政府の「新システム」は、私たちが求めてきた幼保一元化とはほど遠いものであり、保育の質的低下と保護者負担の増大、階層間の保育環境の格差拡大などが強く懸念されるといわざるを得ません。私たちは、若い世代の子育てを支える社会の責任と、必要な施策を充実すべき政治の責任を訴えながら、公的保育を守る取り組みを強化していかなくてはなりません。

## 5. 意欲と主体性を育てる保育環境づくり

### (1) 子どもの姿とおとなのかかわり

子どもたちの育ちの大きな課題は、自分ができることは自分ですという主体性が十分に育っていないということです。その原因として考えられることは、子どもが自分の力でやり切ることは何よりも大きな自信につながりますが、できることさえやらせていないという現実です。このようにしているのは親だけでなく、祖父母であったり、周囲の人であったり、時には保育者であったりします。子どもが自分の力でやろうとすれば時間がかかり、やり方にも個々の差があるのは当然ですが、おとなが「早くしなさい」と介入し、自分の力でやり切ることを遮っているのです。

また、現代は社会全体が、昼夜の別なく大量の消費を繰り返す状況にあり、親が子どものために我慢するのではなく、自分の楽しみを優先するという風潮もあります。そのため、家庭生活が夜型になりがちで子どもの育ちに大きく影響しています。生活リズムの基本である就寝時間がきちんと確立しなくなり、遅く寝て遅く起きる、保育所に来るのも遅くて午前中は遊びにも集中

できないという悪循環が生まれているのです。そして、各地でおこなわれた調査からは、思考力を育てるという点で課題があるテレビやゲームに、起きている時間の大半を費やしている子どもがいるという実態も報告されています。さらに、格差社会の中で不満をつのらせた保護者が、それを発散する対象として子どもを虐待するという深刻な事態も急増しています。

したがって、子どもがすべてを委ねて安心できる環境をつくること、さまざまなことを自分でやりきることができる条件をつくるのが極めて重要なことです。

## (2) 安心できて自分で選べる

広解保は10年ほど前から、環境保育の実践を進めようと呼びかけてきました。この実践は、子どもにとって居心地がよく、見ることで何をすべきかを理解でき、することを自分で選択できるような空間を保育所や幼稚園につくることによって、意欲や主体性を育てようというものです。

子どもは、イメージする力が育つにつれて、なぜそうなるのかという仕組みや原因を知りたいという欲求が膨らんでいきます。また、仲間との関係においても、もめごとが起きた理由をつかんで解決しようとしたり、共同で作業をする時にはあらかじめ役割を決めておくなど、全体の状況を把握して、どうすればよいのかを考えるような芽が育っていきます。このような過程をたどって認識力が高まりますが、自分からやってみようという主体性があってはじめて子ども自身の力となります。

この視点を重視して施設の中に「レストラン」をつくり、そこで昼食をとるようにした保育所では子どもたちの意欲の高まりが見られます。レストランの入口に「今日のメニュー」が並べられ、子どもたちは自分が食べられる量を判断して食器に盛ります。また「開店」の時間に幅をもたせているので、空腹の具合や遊びの段取りを考えて、レストランへ行く時間も調整します。自然にふれ、働きかける保育に取り組んでいる保育所の子どもたちは、きゅうりとヘチマの葉の違いや育て方を五感でとらえます。また、5歳で簡単な足し算ができることを目標においた保育所では、目が3までのさいころを用意して2つを転がす遊びを通して、固まりとして計算できるようになっています。

これらの実践は、子どもは体験することで知識を増やし、概念を獲得していくこと、条件を整えて適切な助言をしてやれば自主性や判断力などが育っていくことを証明しています。したがって、子どもが興味や好奇心をもち、自ら考え、選択し、行動しようという意欲を引き出すような保育環境を創る

ことが大切なのです。人間は、手でなぞったり、はめ込むという動作を繰り返しながら、やがて、共通点や違いが分かるようになり、物の存在を認識していきます。そのため、子どもが手に取れるさまざまな品物や設備を保育室や園庭に備えておくことが必要です。また、幼児期には生活の様式を学ばなければならず、自分のハンカチや人形の服などを洗うのに必要な道具やロッカーを掃除するときに使う手ぼうきを用意しておくことなども大切なことです。

さらに、ごっこ遊びでも、イメージを膨らませる道具があるのとないのとでは、子どもたちの遊ぶ様子もずいぶん変わってきますから、マットや人形・生活用品、変身できる衣服や布などを揃えておくなど、保育環境を整えることが求められています。

## 6. 保護者の組織化と地域ぐるみの子育て

### (1) 立ち上げりを支えあう保護者会

不安定で低収入という部落の就労実態は、子どもたちの育ちに大きな影響を及ぼしています。家庭経営の見通しを立てにくく、生活リズムが安定しないため、乳幼児期に体験を通して獲得すべきさまざまな力が育ちににくい家庭が多いのです。また、多くの親が、子どもはかわいいと思いながら「どのように関わればいいのかかわからない」という悩みをもっています。そのため、厳しく断ちきるべきことを許してしまったり、逆に「たたく」「どなる」という方法で叱ったりするという実態もみられます。親自身が育ちの中で人間関係を阻害され、生活体験を奪われてきたことが子育てに影響しているのです。

今日、乳幼児の保護者は、父親か母親のどちらか一方だけが部落出身者という夫婦がほとんどという状況になっています。しかし、これは差別がなくなったからでは決してなく、結婚に至るまでの過程で厳しい差別があったり、結婚した後でも、地区外の親元とよい関係になっているケースはまだまだ少ないというのが現実です。これらの事実が差別の実態であることを認識し、部落の出身であることに誇りをもつことができるかどうか、人生観や子育て観に大きく影響してきます。だからこそ、親自身が自分の生い立ちや結婚の体験を通して差別と正面から向き合い、わが子には二度と同じ思いをさせないという決意で立ち上がることが大切なのです。

保護者会は、一人ひとりの親の立ち上げりを支え合い、子育てに関する思いと差別との闘いを共有する場として、活動を強化していかなくてはなりません。

## (2) 保護者に必要な援助と連帯

私たちのまわりには、子育ての方法が分からない、自分が思っているように育ってくれないなどと悩んで、育児ノイローゼになっている保護者がたくさんいます。保護者自身が、幼児期にさまざまなことを体験する機会が少なかったため、どんなときに子どもが喜ぶのか、心が満ち足りるのか、どんな食事を与えればいいのかということがわからない、絵本は大切だと教えてもらったが、読み聞かせの仕方がわからないという状況の中で日々、悪戦苦闘しているということです。

また、世の中には多くの育児書が氾濫していますが、少子化によって、同じような年齢の子どもがいる人が近くにいなかったり、地域の人間関係が希薄になっていることなどから、子育てについて相談できる相手がいないため、若い親が孤立させられているという状況もあります。

したがって、保護者の暮らしに寄り添い、今できることを探しながらいっしょに子育てをするという保育者や地域の人々の取り組みがいっそう重要になっているのです。待っているだけではなく、自らが出向き、自分のからだ全体で保護者の暮らし・子どもの暮らしを実感しながら、保護者を支援する取り組みを強化するとともに、保護者同士がつながりを深め、たがいに支えあいながら子育てを進める活動に対する援助を充実しなくてはなりません。また、各地の自治体で取り組まれている子育て支援の施策をいっそう充実するよう、関係機関への働きかけを強めていくことも重要です。

## (3) 地域ぐるみの子育ての意義

薄らいできているとはいえ、部落の中では、学校や保育所から帰ってきた子どもたちが群れながら遊んでいたりと、親たちが子どものことで立ち話をしたり、おじちゃんが近所の子どもに菓子や小遣いをやったりという姿がよく見られます。また、子どもたちに楽しい遊びを教えたり、行事を手伝ったり、話を聞いてやったりする青年の姿もあります。そして、何より、子どもが差別されたり、いじめられたりするようなことがあった時にはわがこととして憤り、涙を流しながら闘う。地域の子どもはみんな育てる、差別から守り抜くというすばらしい伝統であり、今日の社会で失われつつある温もりのある人間関係、地域のコミュニケーションがしっかりと生きています。

さらに、差別からの解放という共通の目標に向かって、子どもからお年寄りまでみんなで団結して闘うという解放運動があり、それを担うために主体を鍛えようという作風もあります。つまり、部落の子どもは、人間は人と人との関わりの中で生きていくという、もっとも大切なものが守られた中で育

てられているのです。そのため、様々な課題はあるにしても、いわゆる「問題行動」や他者に痛みを与えるような言動はしないように自分をコントロールする力が確実に育ってきています。

親にとっても同様で、自分では気がつかないことをまわりの仲間や先輩が教えてくれたり、援助してくれたりすることによって、子育てに勇気と自信がもてるようになります。親自身の「孤立状態」や「幼児虐待」などが大きな社会問題になっている今日だからこそ、部落のよき伝統を大切にしながら、地域ぐるみの子育てを進めたいものです。

## 7. 差別の現実に学ぶという意味

### (1)「共同子育て」としての保育保障

保護者の生活実態や子育てに対する思いにはさまざまな側面があり、子育てに大きく影響しています。だからこそ、どんな子どもに育てたいのかという「めざす子ども像」について、保育者と保護者の間でしっかりと話し合っていくことが大切です。そのためには、年齢ごとの成長を保障するという視点で子どもの姿を具体的にとらえ、子育ての中にみられる成果と課題を明らかにしなくてはなりません。保育所・幼稚園が保育の目標や内容をどのように組み立ててきたのか、そして、保育者集団と家庭や地域が連帯してどんな子どもを育ててきたのか、実践の中味を振り返ってみましょう。

また、保育者は、子どもに対する思いや子育ての悩み、自分の生き立ちなどについて保護者が話してくれるような関係をつくれているかということ、自らに問いかけてみることも大切です。子どもの保護者や地域の人々と膝をつき合わせて話し込むことによって、暮らしの中にある差別の実態にふれることができるのであり、その営みを通して保育者が様々なことを学び、差別は絶対に許さないという感性を共有できた時に、はじめて「共同子育て」としての保育保障にどのように取り組んでいくのかということが明らかになってくるからです。

保育の実践でどんな力を育ててきたのかということについて点検する視点のひとつに学力の問題がありますが、部落の子どもの低学力傾向は今日もお十分に克服されておらず、厳しい家庭環境にある部落外の子どもたちも、同様な状態に置かれています。そのため、就学後の学習を支える基礎(レディネス)となる乳幼児期の育ちの状況を洗い直してみる必要があります。人間は、体験を通して食事の楽しさや言葉を覚え、自律のための生活習慣やからだの育ち、好奇心や意欲も芽生えてきます。これらは、乳幼児期にきちんと身につけておかなければならないことですが、課題のある子どもがずいぶんいま



す。それをすべて家庭の責任として保護者に返すのではなく、子どもの育つ権利を中心に、保育所・幼稚園と家庭とが一体になって取り組むこと、さらに、地域全体の課題として広げていくことが大切です。

## (2) 差別の現実から何を学ぶのか

人権保育の実践では「差別の現実深く学ぶ」原則を大切にしています。差別の本質は具体的な現実を通して見えてくるため、現実を直視せずに問題解決の糸口を探ることはできないからです。では、私たちは、差別の現実から何を学ぶべきなのでしょう。

差別は、被差別の位置に置かれた人々の生命や財産さえ脅かすものです。この理不尽さに気づき、差別に抗う主体へと自己を変革することがなければ、知らず知らずのうちに加害者になってしまうことを自覚することが大切です。差別の現実には学ばない保育者は、努力しない親、聞き分けのない子と決めつけた評価をしてしまいます。子どものさまざまな課題の裏には、育ちを阻害する社会的要因が存在していることを知らなくてはなりません。保育者やまわりの子どもたちから「やっぱりあの子は」「またあの子か」と思われている子は、どこかで豊かな育ちの権利を侵害されているのです。この背景に迫る取り組みを進めなくては、保育者は無意識のうちに差別の加担者になってしまいます。

部落差別の現実から、すべての人々の人権の課題を読み取ることも大切です。労働や生活、教育などの厳しい実態は部落固有の問題ではありませんが、集中して存在していることは紛れもない事実であり、部落の実態から人権に関わる社会の課題を読み取ることができるからです。

例えば、結婚や就職の際の身元調査で深刻な差別にさらされている部落の人々の問題は、すべての人々のプライバシーをどのように保護するのかという課題でもあり、部落の子どもの低学力の克服をめざす取り組みは、すべての子どもの教育権を保障する課題へと普遍化させていくことができるからです。

## (3) 家庭や地域との連携の大切さ

保育所や幼稚園に通ってくる子どもたちの確かな育ちを保障するためには、その子が生まれてから現在までどのように育てられてきたのか、今どんな課題があるのか、そして、どんな子どもに育てたいのかということ、保育者と保護者との共通認識にすべきです。そのためには、保育所・幼稚園と家庭との連携がしっかりとできているか、保育者と保護者との信頼関係がつから

れているかどうかということが大きな鍵となります。

自分が体験していないため、絵本の読み聞かせの方法がわからずにイライラしてしまう、世間の差別意識に直面して「わが子が差別にさらされたらどうしよう」と不安になる、子どもの言動を差別の口実にされないようにと口うるさくになってしまうなど、部落の保護者は、差別が原因となった子育ての悩みをもっています。

また、仕事が不安定なため、厳しい暮らしを強いられている家庭もまだまだたくさんあります。さらに、競争を勝ち抜くことによって差別から逃れられると考えている保護者もいます。このような実態を保護者が話す時は、保育者に対する厚い信頼が生まれた時であり、ここから「共同子育て」の目標が見つかり、確かな育ちを保障する保育の取り組みが始まります。家庭に向いて子育ての希望や方法を話し合い、差別に抗って生きる保護者とともに歩もうとする保育者の姿勢が、何よりも大切な保育条件です。

また、部落の中には、みんなで支えあいながら生きてきた伝統があります。これが、地域全体で子どもを育てる取り組みに活かされ、不十分さはあるものの、保育所や幼稚園・学校・家庭だけでは解決できない様々な問題に対処する教育力となり、子どもたちの進路を切り拓いてきました。そして、差別の不当性を告発する闘いは、わが国の人権と民主主義の確立に向けた歩みの中で大きな役割を果たしてきました。この歩みに学ぶことが、自己を変革するうえでも、確かな保育内容を創造していくうえでも、保育者自身の極めて大きな力となります。地域との連携が大切だという意味はここに 있습니다。

## おわりに

解放保育の取り組みは、社会の状況と行政の姿勢によって大きく影響されます。しかし、何よりも大きな保育条件は、私たち一人ひとりの差別に対する敏感な感性であり、子どもたちの豊かな成長を保障しようという熱い思いです。公的保育と子育てをめぐる状況は困難なことが山積していますが、子どもと保護者の思いに寄り添いながら取り組みを続けていきたいと思ひます。

(やました・ますみ 広島県解放保育連絡会)